

319

次に「相続の効力」であります。八百九十六條は、現行法の千一條に該当する規定であります。

次の八百九十七條というのは、新しい規定でありまして、いわゆる承継、祭具、墳墓の所有権、これは家督相続人の特権に属する事項として、これだけは必ず家督相続人が承継することになつておつたのであります。ところが、家督相続を廃止することになつたので、このいわゆる家督相続人の特権に属する所有権を何人に承継せしめるかという問題が生じたのであります。

ところで、家の制度は止めたが、我々の祖先崇拝、祖先の祭祀をするという風習は、これは我が國の美風であつて、これを否定する理由は毫もないのであります。そこでやはり祖先の祭祀を継ぐという慣習を活かして、これに必要な財産をその祖先の祭祀を見る人に承継せしむべきで、これを他の相続人と一緒に分割せしむるといふことは適當でないで、必ず祖先の祭祀を主宰すべき者に承継せしむるといふことにいたしましたのが八百九十七條であります。然らば何人が祖先の祭祀を主宰すべきものであるかということにつきましては、まず被相続人が、死亡した人が、予め誰を自分の祭祀事を見て貰う人とするかということ指定しておつた場合においては、その者がこれを承継する。若しそういうふう指定がない場合には、慣習によつて、例えば長男であるとか、或いは末子というふうな、その地方々々における慣習によつて決まる。尤もその慣習が明らかでない場合には、家事審判所がこれを決めるといふことにしまして、祖先の祭祀を継ぐ者がこれ

らの所有権を承継して、それ以外の財産が各子供に分配されるということになることにいたしましたのであります。

次の八百九十八條は、現行法の千二條に該当いたします。共同相続人の場合の共有に関する規定であります。次の八百九十九條は、現行法の千三條に該当するもので、現行法通りであります。

次に「相続分」であります。共同相続人がある場合に、その相続分をどういふに決めるかという点を規定したのが九百條であります。大体現行法の千四條に該当する規定であります。これは全く新しく内容を規定いたしましたわけでありまして、即ち直系卑属、いわゆる子供とそれから配偶者が相続分においては、子供は三分の二を取つて、残りの三分の一が配偶者の相続分になるわけでありまして、即ち子供が二人の場合には、子供が各々三分の一ずつ、配偶者も三分の一ということになりまして、ところが、子供が三人ということになれば、子供の三人で三分の二を分けるわけでありまして、その分を二に分けるわけでありまして、そうすると、配偶者の方が三分の一ばかりになります。供が一人のときには、配偶者は三分の一で、三分の二を子供が取るということになるのであります。

次に配偶者と直系尊属とある場合においては、配偶者の相続分と直系尊属の相続分は各々二分の一ずつであります。そこで配偶者が二分の一、残りの二分の一は、若し父母両方ある場合においては更に二分の一ずつになるわけでありまして、父又は母がある場合には、配偶者は二分の一、父又は母が二分の一になります。父母双方がある場合には、全初めから所有権のない人から、

場合においては、その二分の一を更に半分ずつということになるわけでありまして、

次に配偶者と兄弟姉妹のある場合には、今度配偶者の方が多くなりまして、三分の二を取つて、残りの三分の一を兄弟姉妹が平等に分けるといふことになるわけでありまして、而して先程言いました直系卑属、それから直系尊属、兄弟姉妹、これらが各々数人ある場合には、相続分は相等的なものといふのであります。即ち子供が三人あれば、三分の二の更に三分の一ずつ、父母がある場合には、二分の一の更に二分の一ずつということになり、兄弟姉妹が数人ある場合には、三分の一を数人で平等に分けるといふことになります。ただ直系卑属の中で、嫡出の子供とそうでないいわゆる私生児、庶子、もうそういう言葉はなくなりまして、嫡出とそうでないものとある場合には、嫡出であるものの直系卑属の相続分の二分の一を嫡出でない者が相続することになります。この点は諸子均分という平等の原則に違反するのではないかという議論もありますが、やはり正当な婚姻から生れた子供とそうでない子供との間において区別をするということは、これは正当な婚姻を奨励尊重するといふ上から、各國そういう取扱ひをいたしておるところであります。これは必ずしも憲法に違反するものではない。要するに嫡出でない子供を相続人の中に入れることが第一非常に問題であるのでありまして、相続人の中に加えるかどうかということとは法律を以て自由に決めることでありますから、そういう者について嫡出である者との間に相続分の差異を生

ぜしめても憲法違反ではないといふふうに考へておるわけでありまして。

次に、後段に同じ兄弟姉妹の中で、父母を共に同じくする兄弟の場合と、父母の一方のみを同じくする兄弟と、いわゆる全血と半血、全部の血を同じくする者と、半分の血を同じくする者との間において差異をつける、これは各國の立法例におきましてもそういふふうになつておりますので、やはり結局自分の子供、自分の尊属がなくして自分の兄弟が自分の財産の相続人になるわけでありまして、その場合に同じ兄弟の中でも自分と父母を共に同じくする兄弟と、父母の一方だけを同じくする兄弟の間において、やはり血の繋がりがらいつて全然同列に置くことは適當でないし、又その被相続人の感情から申しましても、自分と父母を共に同じくする兄弟の方に多くありたいという氣持もあることは否み難いことではありますから、各國の立法例に倣ひまして、父母を共に同じくする場合と一方だけを同じくする場合において差異をつけたわけでありまして。

次の九百一條は、これは大体现行法千五條に該当する規定であります。

次の九百二條は、遺言で今申しました相続分を変更することができるといふ現行法の千六條の規定をそのまま採つたわけでありまして、尤も遺言で相続分を変更することができず、これはやはり後から出て参ります遺留分の規定に反することは許されないわけでありまして。

次の九百三條は現行法の千七條であります。ただ現行法の千七條の中から「分家、離絶家再興ノ爲メ」という文字を削除しただけであります。いわゆる

る共同相続人を決める場合に、すでにその中の或る者が婚姻とか養子縁組のために財産を分けて貰つておるような場合は、それを勘定に入れて相続分を決めるという規定であります。それが現行法の千七條の規定を大體採用したわけでありまして。

次の九百四條と申しますのは、現行法の千八條にそのまま該当するわけでありまして。

次に「第三節、遺産の分割」であります。九百六條、九百七條、これは大體新しい規定であります。

遺産の分割はこれは必ずしも現物で分割しなければならぬものではないのであります。先ず協議で以てこれを分割するのであります。その遺産に属する物又は権利の種類、性質或いは各相続人の職業等一切を考慮して適当に分ける、例えば店舗のようなものを現物分割することはできないのであります。こういうものは或る一人にその店を譲つて、他の者は金で分配する、或いは又場合によつてはその不動産一つしかない場合にこれを売却してその金で分配をする、或いは又共同で共有にして置くといふふうなことも一種の分割でありまして、物又は権利の種類、用途等に應じて適当に分割をするといふ分割に関する標準を決めたのが九百六條であります。

次の九百七條は、現行法の千十一條に該当する規定であります。要するに遺産は一應八百九十八條で共有になります。いつまでも共有にして置くことができませんので、いつでも分割の請求ができる。而して分割は被相続

次、九百二十八條は現行法の千三十三條、そのままであります。

大体现行法通りでありまして、九百十

人相互の話し合いで分割をする。その分

は、全初めから所有権のない人から

五條といふのが現行法の千七、七條に該

りまして。

次、九百二十八條は現行法の千三十三條、そのままであります。

事審判所がこれを決めるということに
しまして、祖先の祭祀を継ぐ者がこれ

は、配偶者二分の一、父又は母が二分
の一になります。父母双方がある

ありますから、そういう者について嫡
出である者との間に相続分の差異を生

字を削除しただけではありません。いわゆ

ことができませんので、いつでも分割
の請求ができる。而して分割は被相続

人相互の話し合いで分割をする。その分
割の基準は九百六條にあるような方法

は、全然初めから所有権のない人から
抵当権の設定を受けたことになつて、

大抵現行法通りでありまして、九百十
五條というのが現行法の千十七條に該

は現行法の千二十五條と全く同じであ
ります。

次の九百二十八條は現行法の千三十
條、そのままであります。

の請求ができる。而して家事審判所は
場合によつては一定の期間遺産の全部

利は害しない、いわゆる他の人に不動
産の所有権が分割されて移つても、そ

次の九百十六條は千十八條に該当い
たします。現行法通りであります。

次の九百二十三條という規定が新ら
しい規定でありまして、今度は相続人

一條そのままであります。
次の九百三十條、これは現行法の千

資産の相続の特例に関する法律を出し
てこれが細分化されることを防ぐので

これは現行法にもそういう問題があるわ
けであります。現行法の不備とされ

次、現行法で申しますと千二十條
というのがあります。これは家督相続

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

次の九百三十三條は、現行法の千三
十五條そのままであります。

行きたいという考えであります。
次の九百八條は現行法の千十條、千

と、初めから嫡出子として相続人にな
つておるわけでありまして、そういう

次、現行法で申しますと千二十條
というのがあります。これは家督相続

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

次の九百三十三條は、現行法の千三
十五條そのままであります。

禁止することができ。これは現行法
通りであります。

次、現行法で申しますと千二十條
というのがあります。これは家督相続

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

次の九百三十三條は、現行法の千三
十五條そのままであります。

次、現行法で申しますと千二十條
というのがあります。これは家督相続

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

次の九百三十三條は、現行法の千三
十五條そのままであります。

次、現行法で申しますと千二十條
というのがあります。これは家督相続

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

次の九百三十三條は、現行法の千三
十五條そのままであります。

次、現行法で申しますと千二十條
というのがあります。これは家督相続

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

は共同相続人の全員が共同してのみ限
定承認ができる。そうでなければ、全

次の九百三十三條は、現行法の千三
十五條そのままであります。

次の九百三十七條は、限定承認をした共同相続人の中の一人がいわゆる九百三十一條の一号或いは三号に掲ぐる事柄、例えば相続財産の全部又は一部を処分するといふようなことがあつた場合に、そういう相続財産を処分したものは單純承認したものとみなされることに九百三十一條でなつております。ところが、そうすると、ばらばらに外の者は限定承認をする。その相続財産を処分したものは單純承認をしたものとみなされるといふことではいけないので、そういう場合でもやはり單純承認とみなさないで、全部が限定承認といふことにいたして置きたい。ただ併しながらそういうふうに相続財産を処分したようなものの責任を、これに追及せしむるのが相当であるといふふうに考えましたので、そういう場合にはやはり限定承認ではあるけれども、限定承認で弁済を受けられなかつた部分については、その者の相続分に應じて無限責任を負うといふことにいたしましたのであります。その結果相続財産の処分をした者は、結局單純承認をしたと同じように、自分の相続分に應じて無限の責任を負うことになる。そこでいわゆる九百三十一條の規定と限定承認の規定を調和したのが九百三十七條であります。即ち相続人の中の一人が相続財産を処分しても限定承認であります。その処分したものでなければその相続分に應じて無限責任を負うといふのが九百三十七條の新らしい規定であります。

次の九百三十九條は現行法の千三十九條に該当いたします。次の九百四十條は現行法の千四十條であります。次の九百四十一條は現行法の千四十一條であります。次の「財産分離」の章は全部「裁判所」といふのが「家事審判所」に變つた以外全部現行法通りと御承認願ひたいと思ひます。

さてこれは略しまして、次の第六章の「相続人の不存在」、これは現行法の「相続人ノ欠乏」という規定に該当いたしますが、「欠乏」という字は今度ではなくりましたので、「不存在」という言葉に改めたのであります。内容も全然現行法の通りであります。ただ「裁判所」とあるのが「家事審判所」に變つた程度であります。九百五十一條から九百五十九條まではこれは現行法の千五十二條から千五十九條までに全然該当して「家事審判所」と「裁判所」を代えただけであります。

次の「遺言」も全然従来の通りでありまして、特に申上げる重大な變更をしたのは殆どありません。ただこの九百七十八條と九百七十九條のみが現行法の千七十八條、千七十九條といふのを削りましたのであります。千七十八條、千七十九條といふのは從軍中の軍人軍属に関する事柄、それから大體從軍中の遺言の作り方に関する規定で、これは不必要になりましたので、現行法の千七十八條、千七十九條を削除いたしたわけでありまして、それと現行法の千八十條、或いは千八十一條といふ軍艦或いは海軍所屬の船舶に関する規定がありましたが、これを取りまして九百七十九條のように、普通の船舶の場合だけに限つて、軍艦或いは海軍所屬の船舶といふような規定をなくしたわけでありまして、それが九百七十九條。その他は全部現行通りであります。

さて「遺言の効力」も全部現行通りであります。これは遺言全体について尙再検討いたさなければならぬと考へましたが、取あえず憲法の要請に従つてその点は手を附けなかつた。憲法の要請に従つてただ手を入れたので、遺言全体については殆ど全部従來通りにはいたして置きましたが、これは近き將來やはり遺言全体について再検討をいたして見たいと考えております。遺産相続になりますと、遺言が非常に大きく働いて来るものと考えますので、この点は後日の研究問題にいたして今回は全然手を附けなかつた次第であります。

最後の「遺留分」の規定であります。これはやはり遺留分を存続することにしたしまして、この千二十八條の遺留分の額だけが變つただけで、後は全部現行通りであります。即ち「遺留分」といふことで、兄弟姉妹は遺留分がないことにいたしましたのであります。これは兄弟姉妹といふのは、現行法の最後に戸主が相続人になる。それに當接する規定が兄弟姉妹が最後の相続人になるのであります。現行法で戸主の相続人になる場合については遺留分がありません。それと同様の歩調をとつて兄弟姉妹には遺留分を認めなかつた。即ち結局直系卑屬と直系尊屬と配偶者、この三つの相続人だけに遺留分を設けて、直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬と配

偶者が相続人であるときは、財産の二分の一だけはそれらの者に残して置かなければならない。だから半分だけは自由に遺言で処分ができますが後の二分の一だけは直系卑屬或いは直系尊屬と配偶者がある場合は、二分の一だけは残して置かなければならない。その他の場合は三分の一だけは残して、他は処分してもよろしい。即ち「その他の場合」といふのは一項以外の場合で、例えば配偶者のみである場合、或いは直系尊屬のみである場合、或いは又直系尊屬と配偶者が相続人である場合、この三つの場合が二号に該当する。この場合には必ず三分の一だけは相続人のために残す、三分の二だけは自由に処分ができるということにいたしましたのであります。この千二十八條を除いては大體現行法通りであります。

尙最後に千四十三條という規定だけが新しく加つた規定であります。これは相続開始前に遺留分の放棄を新らしく認めたのであります。これは家事審判所の許可を受けなければならぬことにいたしました。そうでないと濫用されて、意思に反して予め遺留分の放棄をせしめられるという弊害を防ぐために、これは予め遺留分の放棄をいたすのでありますから、家事審判所の許可を受けるといふこととしたしました。遺留分の放棄がありますれば、全財産を被相続人は他に処分をすることができ、処分しても、その相続人の相続が害せられても、遺留分の減殺の請求はできないといふことになつておきます。ただこれは濫用いたしますことを防止するために、必ず家事審判所の許可を受けて遺留分の放棄をなさしむることにいたしました。

たのであります。大體以上で本文は終りました。最後に「附則」は経過的な規定でありまして、大體におきまして新法を適用するのであります。ただ重要な問題は、すでに家督相続が始まつておる場合はすべて家督相続の旧法による、これが第二十五條であります。應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。即ち應急措置法と申しますのは本年の五月三日から施行になつておりますので、その前に相続が開始しておればすべて旧法通り家督相続の規定が適用されるということになります。

それと第二十七條で、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続があつた場合、この場合には新法によれば共同相続人となる筈であつた者は、家督相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができ。即ち日本國憲法の公布、去年の十一月三日から、應急措置法の施行のある今年の五月三日迄の間に、戸主の死亡によつて家督相続があるという場合、一應やはり旧法の規定によつて家督相続人が全部の財産を取るのであります。それが是れと新法の施行に近寄つておるのにも拘わらず、尙旧來通り全財産を家督相続人が取ることは適當でないと考えまして、他の新法によれば共同相続人となる筈であつた者が、家督相続人に対して財産の一部分の請求ができるということにいたしました。これはただ去年の十一月三日から今年の五月三日迄の間に戸主死亡の場合でありまして、その後は全部應急措置法並びに來年の一月一日からはこの新法……この新法も應急措置法も遺産相続について

は全然殆ど同じであります。諸子均分は午前十一時五十八分休憩

るものでは毫もないのでありまして、ゆる調停前置主義を採つたのであります。……

して九百七十九條のように、普通の船舶の場合だけに限つて、軍艦或いは海軍所屬の船舶といふような規定をなくしたわけでありまして、それが九百七十九條。その他は全部現行通りであります。

さて「遺言の効力」も全部現行通りであります。これは遺言全体について尙再検討いたさなければならぬと考へましたが、取あえず憲法の要請に従つてその点は手を附けなかつた。憲法の要請に従つてただ手を入れたので、遺言全体については殆ど全部従來通りにはいたして置きましたが、これは近き將來やはり遺言全体について再検討をいたして見たいと考えております。遺産相続になりますと、遺言が非常に大きく働いて来るものと考えますので、この点は後日の研究問題にいたして今回は全然手を附けなかつた次第であります。

最後の「遺留分」の規定であります。これはやはり遺留分を存続することにしたしまして、この千二十八條の遺留分の額だけが變つただけで、後は全部現行通りであります。即ち「遺留分」といふことで、兄弟姉妹は遺留分がないことにいたしましたのであります。これは兄弟姉妹といふのは、現行法の最後に戸主が相続人になる。それに當接する規定が兄弟姉妹が最後の相続人になるのであります。現行法で戸主の相続人になる場合については遺留分がありません。それと同様の歩調をとつて兄弟姉妹には遺留分を認めなかつた。即ち結局直系卑屬と直系尊屬と配偶者、この三つの相続人だけに遺留分を設けて、直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬と配

偶者が相続人であるときは、財産の二分の一だけはそれらの者に残して置かなければならない。だから半分だけは自由に遺言で処分ができますが後の二分の一だけは直系卑屬或いは直系尊屬と配偶者がある場合は、二分の一だけは残して置かなければならない。その他の場合は三分の一だけは残して、他は処分してもよろしい。即ち「その他の場合」といふのは一項以外の場合で、例えば配偶者のみである場合、或いは直系尊屬のみである場合、或いは又直系尊屬と配偶者が相続人である場合、この三つの場合が二号に該当する。この場合には必ず三分の一だけは相続人のために残す、三分の二だけは自由に処分ができるということにいたしましたのであります。この千二十八條を除いては大體現行法通りであります。

尙最後に千四十三條という規定だけが新しく加つた規定であります。これは相続開始前に遺留分の放棄を新らしく認めたのであります。これは家事審判所の許可を受けなければならぬことにいたしました。そうでないと濫用されて、意思に反して予め遺留分の放棄をせしめられるという弊害を防ぐために、これは予め遺留分の放棄をいたすのでありますから、家事審判所の許可を受けるといふこととしたしました。遺留分の放棄がありますれば、全財産を被相続人は他に処分をすることができ、処分しても、その相続人の相続が害せられても、遺留分の減殺の請求はできないといふことになつておきます。ただこれは濫用いたしますことを防止するために、必ず家事審判所の許可を受けて遺留分の放棄をなさしむることにいたしました。

たのであります。大體以上で本文は終りました。最後に「附則」は経過的な規定でありまして、大體におきまして新法を適用するのであります。ただ重要な問題は、すでに家督相続が始まつておる場合はすべて家督相続の旧法による、これが第二十五條であります。應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。即ち應急措置法と申しますのは本年の五月三日から施行になつておりますので、その前に相続が開始しておればすべて旧法通り家督相続の規定が適用されるということになります。

それと第二十七條で、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続があつた場合、この場合には新法によれば共同相続人となる筈であつた者は、家督相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができ。即ち日本國憲法の公布、去年の十一月三日から、應急措置法の施行のある今年の五月三日迄の間に、戸主の死亡によつて家督相続があるという場合、一應やはり旧法の規定によつて家督相続人が全部の財産を取るのであります。それが是れと新法の施行に近寄つておるのにも拘わらず、尙旧來通り全財産を家督相続人が取ることは適當でないと考えまして、他の新法によれば共同相続人となる筈であつた者が、家督相続人に対して財産の一部分の請求ができるということにいたしました。これはただ去年の十一月三日から今年の五月三日迄の間に戸主死亡の場合でありまして、その後は全部應急措置法並びに來年の一月一日からはこの新法……この新法も應急措置法も遺産相続について

は全然殆ど同じであります。諸子均分は午前十一時五十八分休憩

るものでは毫もないのでありまして、ゆる調停前置主義を採つたのであります。……

して九百七十九條のように、普通の船舶の場合だけに限つて、軍艦或いは海軍所屬の船舶といふような規定をなくしたわけでありまして、それが九百七十九條。その他は全部現行通りであります。

さて「遺言の効力」も全部現行通りであります。これは遺言全体について尙再検討いたさなければならぬと考へましたが、取あえず憲法の要請に従つてその点は手を附けなかつた。憲法の要請に従つてただ手を入れたので、遺言全体については殆ど全部従來通りにはいたして置きましたが、これは近き將來やはり遺言全体について再検討をいたして見たいと考えております。遺産相続になりますと、遺言が非常に大きく働いて来るものと考えますので、この点は後日の研究問題にいたして今回は全然手を附けなかつた次第であります。

最後の「遺留分」の規定であります。これはやはり遺留分を存続することにしたしまして、この千二十八條の遺留分の額だけが變つただけで、後は全部現行通りであります。即ち「遺留分」といふことで、兄弟姉妹は遺留分がないことにいたしましたのであります。これは兄弟姉妹といふのは、現行法の最後に戸主が相続人になる。それに當接する規定が兄弟姉妹が最後の相続人になるのであります。現行法で戸主の相続人になる場合については遺留分がありません。それと同様の歩調をとつて兄弟姉妹には遺留分を認めなかつた。即ち結局直系卑屬と直系尊屬と配偶者、この三つの相続人だけに遺留分を設けて、直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬と配

偶者が相続人であるときは、財産の二分の一だけはそれらの者に残して置かなければならない。だから半分だけは自由に遺言で処分ができますが後の二分の一だけは直系卑屬或いは直系尊屬と配偶者がある場合は、二分の一だけは残して置かなければならない。その他の場合は三分の一だけは残して、他は処分してもよろしい。即ち「その他の場合」といふのは一項以外の場合で、例えば配偶者のみである場合、或いは直系尊屬のみである場合、或いは又直系尊屬と配偶者が相続人である場合、この三つの場合が二号に該当する。この場合には必ず三分の一だけは相続人のために残す、三分の二だけは自由に処分ができるということにいたしましたのであります。この千二十八條を除いては大體現行法通りであります。

尙最後に千四十三條という規定だけが新しく加つた規定であります。これは相続開始前に遺留分の放棄を新らしく認めたのであります。これは家事審判所の許可を受けなければならぬことにいたしました。そうでないと濫用されて、意思に反して予め遺留分の放棄をせしめられるという弊害を防ぐために、これは予め遺留分の放棄をいたすのでありますから、家事審判所の許可を受けるといふこととしたしました。遺留分の放棄がありますれば、全財産を被相続人は他に処分をすることができ、処分しても、その相続人の相続が害せられても、遺留分の減殺の請求はできないといふことになつておきます。ただこれは濫用いたしますことを防止するために、必ず家事審判所の許可を受けて遺留分の放棄をなさしむることにいたしました。

たのであります。大體以上で本文は終りました。最後に「附則」は経過的な規定でありまして、大體におきまして新法を適用するのであります。ただ重要な問題は、すでに家督相続が始まつておる場合はすべて家督相続の旧法による、これが第二十五條であります。應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。即ち應急措置法と申しますのは本年の五月三日から施行になつておりますので、その前に相続が開始しておればすべて旧法通り家督相続の規定が適用されるということになります。

それと第二十七條で、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続があつた場合、この場合には新法によれば共同相続人となる筈であつた者は、家督相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができ。即ち日本國憲法の公布、去年の十一月三日から、應急措置法の施行のある今年の五月三日迄の間に、戸主の死亡によつて家督相続があるという場合、一應やはり旧法の規定によつて家督相続人が全部の財産を取るのであります。それが是れと新法の施行に近寄つておるのにも拘わらず、尙旧來通り全財産を家督相続人が取ることは適當でないと考えまして、他の新法によれば共同相続人となる筈であつた者が、家督相続人に対して財産の一部分の請求ができるということにいたしました。これはただ去年の十一月三日から今年の五月三日迄の間に戸主死亡の場合でありまして、その後は全部應急措置法並びに來年の一月一日からはこの新法……この新法も應急措置法も遺産相続について

は全然殆ど同じであります。諸子均分は午前十一時五十八分休憩

るものでは毫もないのでありまして、ゆる調停前置主義を採つたのであります。……

して九百七十九條のように、普通の船舶の場合だけに限つて、軍艦或いは海軍所屬の船舶といふような規定をなくしたわけでありまして、それが九百七十九條。その他は全部現行通りであります。

さて「遺言の効力」も全部現行通りであります。これは遺言全体について尙再検討いたさなければならぬと考へましたが、取あえず憲法の要請に従つてその点は手を附けなかつた。憲法の要請に従つてただ手を入れたので、遺言全体については殆ど全部従來通りにはいたして置きましたが、これは近き將來やはり遺言全体について再検討をいたして見たいと考えております。遺産相続になりますと、遺言が非常に大きく働いて来るものと考えますので、この点は後日の研究問題にいたして今回は全然手を附けなかつた次第であります。

最後の「遺留分」の規定であります。これはやはり遺留分を存続することにしたしまして、この千二十八條の遺留分の額だけが變つただけで、後は全部現行通りであります。即ち「遺留分」といふことで、兄弟姉妹は遺留分がないことにいたしましたのであります。これは兄弟姉妹といふのは、現行法の最後に戸主が相続人になる。それに當接する規定が兄弟姉妹が最後の相続人になるのであります。現行法で戸主の相続人になる場合については遺留分がありません。それと同様の歩調をとつて兄弟姉妹には遺留分を認めなかつた。即ち結局直系卑屬と直系尊屬と配偶者、この三つの相続人だけに遺留分を設けて、直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬と配

偶者が相続人であるときは、財産の二分の一だけはそれらの者に残して置かなければならない。だから半分だけは自由に遺言で処分ができますが後の二分の一だけは直系卑屬或いは直系尊屬と配偶者がある場合は、二分の一だけは残して置かなければならない。その他の場合は三分の一だけは残して、他は処分してもよろしい。即ち「その他の場合」といふのは一項以外の場合で、例えば配偶者のみである場合、或いは直系尊屬のみである場合、或いは又直系尊屬と配偶者が相続人である場合、この三つの場合が二号に該当する。この場合には必ず三分の一だけは相続人のために残す、三分の二だけは自由に処分ができるということにいたしましたのであります。この千二十八條を除いては大體現行法通りであります。

尙最後に千四十三條という規定だけが新しく加つた規定であります。これは相続開始前に遺留分の放棄を新らしく認めたのであります。これは家事審判所の許可を受けなければならぬことにいたしました。そうでないと濫用されて、意思に反して予め遺留分の放棄をせしめられるという弊害を防ぐために、これは予め遺留分の放棄をいたすのでありますから、家事審判所の許可を受けるといふこととしたしました。遺留分の放棄がありますれば、全財産を被相続人は他に処分をすることができ、処分しても、その相続人の相続が害せられても、遺留分の減殺の請求はできないといふことになつておきます。ただこれは濫用いたしますことを防止するために、必ず家事審判所の許可を受けて遺留分の放棄をなさしむることにいたしました。

たのであります。大體以上で本文は終りました。最後に「附則」は経過的な規定でありまして、大體におきまして新法を適用するのであります。ただ重要な問題は、すでに家督相続が始まつておる場合はすべて家督相続の旧法による、これが第二十五條であります。應急措置法施行前に開始した相続に關しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。即ち應急措置法と申しますのは本年の五月三日から施行になつておりますので、その前に相続が開始しておればすべて旧法通り家督相続の規定が適用されるということになります。

は全然殆ど同じであります。諸子均分は午前十一時五十八分休憩

るものでは毫もないのでありまして、ゆる調停前置主義を採つたのであります。……

して九百七十九條のように、普通の船舶の場合だけに限つて、軍艦或いは海軍所屬の船舶といふような規定をなくしたわけでありまして、それが九百七十九條。その他は全部現行通りであります。

さて「遺言の効力」も全部現行通りであります。これは遺言全体について尙再検討いたさなければならぬと考へましたが、取あえず憲法の要請に従つてその点は手を附けなかつた。憲法の要請に従つてただ手を入れたので、遺言全体については殆ど全部従來通りにはいたして置きましたが、これは近き將來やはり遺言全体について再検討をいたして見たいと考えております。遺産相続になりますと、遺言が非常に大きく働いて来るものと考えますので、この点は後日の研究問題にいたして今回は全然手を附けなかつた次第であります。

最後の「遺留分」の規定であります。これはやはり遺留分を存続することにしたしまして、この千二十八條の遺留分の額だけが變つただけで、後は全部現行通りであります。即ち「遺留分」といふことで、兄弟姉妹は遺留分がないことにいたしましたのであります。これは兄弟姉妹といふのは、現行法の最後に戸主が相続人になる。それに當接する規定が兄弟姉妹が最後の相続人になるのであります。現行法で戸主の相続人になる場合については遺留分がありません。それと同様の歩調をとつて兄弟姉妹には遺留分を認めなかつた。即ち結局直系卑屬と直系尊屬と配偶者、この三つの相続人だけに遺留分を設けて、直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬と配

偶者が相続人であるときは、財産の二分の一だけはそれらの者に残して置かなければならない。だから半分だけは自由に遺言で処分ができますが後の二分の一だけは直系卑屬或いは直系尊屬と配偶者がある場合は、二分の一だけは残して置かなければならない。その他の場合は三分の一だけは残して、他は処分してもよろしい。即ち「その他の場合」といふのは一項以外の場合で、例えば配偶者のみである場合、或いは直系尊屬のみである場合、或いは又直系尊屬と配偶者が相続人である場合、この三つの場合が二号に該当する。この場合には必ず三分の一だけは相続人のために残す、三分の二だけは自由に処分ができるということにいたしましたのであります。この千二十八條を除いては大體現行法通りであります。

十八條に該当いたします。ただ家事審判所に申述をいたすことにいたしましたの
規定がありましたが、これを取りま
るものではないのであります。我が國古來の親族相寄つて相助け、親
族共同生活を営んでおる家族制度とい
うものが、これは我が國の美俗である
ことは疑いないのであります。これ
をできるだけ維持発展を図りたいとい
う意味もありまして、この家事審判法
の第一條に、「この法律は、個人の尊厳
と同性の本質的平等を基本として家庭
の平和と健全な親族共同生活の維持を
図ることを目的とする」という目的を
明らかにいたしましたのであります。こ
の趣旨から見まして、親族の共同生
活である実際の家庭生活或いは家族制
度といふものを、民法並びに我が國の
法制としてこれを否定するものでない
という趣旨を明らかにいたしましたので
あります。

は全然始と同じであります。諸子均分
相続といふことになるわけでありま
す。

次の二十八條という規定がちよつと
重要な規定でありまして、應急措置法
施行の当時、即ち今年の五月三日施行
の當時戸主であつた者が、今後婚姻の
取消、離婚、養子縁組の取消、又は、
離婚によつて氏を改められた場合、即
ち今までの入夫婚姻で入つて来た者、
或いは養子が戸主になつておるとい
うな場合に、入夫が離婚によつて氏
を元の氏に変わる、或いは養子が離縁
によつて元の氏に復縁するといふよう
な場合に、戸主であつたとき相続によ
つて全部財産を自分が得た、その後離
縁或いは離縁によつて元の氏に復つた
場合に、その財産を全部持つていつて
しまふといふことは不適当であると考
へましたので、その場合には配偶者或
いは養子、配偶者とか養子がないとき
は配偶者又は養子の相続人が、氏を改
めた者に対して財産の一部の分配を請
求することができる。即ち養子に來た
者或いは婚姻で入つて來た者が養子と
或いは婚姻の解消があつた場合に、全
財産を持つて行くといふことに對する
例外財産の分配の請求権を認めたので
あります。

以上簡單であります。説明を終りま
す。

○理事(鈴木安孝君) それではこれで
休憩いたします。午後一時半から
家事審判法の説明を聴きたいと思いま
す。

午前十一時五十八分休憩
午後二時十七分開会

○理事(鈴木安孝君) では休憩前に引
續いて委員会を開きます。家事審判法
案の政府委員の御説明を聴くことにい
たします。

○政府委員(奥野健一君) それでは家
事審判法案の説明をいたします。この
憲法の要請する男女の平等並びに個
人の尊嚴の思想を汲み入れて民法を改
正いたしましたのであります。幾ら民法を
改正いたしましたが、家庭内における
紛争を解決するには別にある機關を設
けて、普通の裁判所ではなく、特に家
庭生活に深く入つて面倒を見るような
施設が必要であり、且つそれが厳しい
裁判官のみでなく、常識豊かな素人も
交えて柔軟な感じのする、そういうた
ような家庭の面倒を見る機關が欲しい
といふことで、これは永らく以前から
その意味で家事審判所の要請があつた
のであります。殊に衆議院等におい
ても建議案等があつたわけでありま
す。この点につきましては古くから司
法省における法制審議会におきまして
も、この法案の準備に調査をいたして
おつたのであります。そこで今回民法
を全面的に改正いたしました機会に、こ
の際年末の要請である家事審判所とい
ふものを作る。よつて以て深切に家庭
内における紛争の解決に當るようにし
たいといふことで、今回家事審判法を
作ることに相成つたわけでありま
す。

勿論これは、民法におきましてはい
わゆる家の制度を止めまして、個人の
平等並びに尊嚴、同性の本質的平等と
いふ見地から民法を改正するのであり
ますが、これは決して我が國の從來の
家庭生活そのものを破壊或いは否定す
るものではないのであります。

我が國古來の親族相寄つて相助け、親
族共同生活を営んでおる家族制度とい
うものが、これは我が國の美俗である
ことは疑いないのであります。これ
をできるだけ維持発展を図りたいとい
う意味もありまして、この家事審判法
の第一條に、「この法律は、個人の尊嚴
と同性の本質的平等を基本として家庭
の平和と健全な親族共同生活の維持を
図ることを目的とする」という目的を
明らかにいたしましたのであります。こ
の趣旨から見まして、親族の共同生
活である実際の家庭生活或いは家族制
度といふものを、民法並びに我が國の
法制としてこれを否定するものでない
という趣旨を明らかにいたしましたので
あります。

而して家事審判法におきましては大
体審判と調停を行うのであります。審
判につきましては、第三條にありま
すように、一人の審判官、それから参
事官、まあ素人を立ち合わせて行うの
であります。調停は家事審判官の外に調
停委員を以て組織する調停委員会が大
体において行うといふことにいたして
おるのであります。そこで一般の家庭
事件につきまして、調停と審判を行う
ことによつてすべての家庭事件の円満
解決を図つて行きたいといふことに
いたしましたのであります。

家事審判所の機能は即ち審判と、そ
れから調停といふことであります。い
わゆる一般の訴訟事件は取扱わない
のであります。尤も人事に関する訴訟
事件は、必ず必ず家事審判所に調停の
申立てをしなければならぬ、而して
調停ができなかつた場合に初めて訴訟
で黑白をつけるという建前、即ちいわ

ゆる調停前置主義を採つたのでありま
す。即ちあらゆる人事の争ひ事は必ず
家事審判所でまず調停を行う、然る後
にどうしても調停ができなければ判決
によるといふこと、並びに訴訟事件で
はない、いわゆる身分上のいづれな
事件につきましては、審判手続によつ
てこれを迅速に解決して行く。先程來
てこれを説明におきまして裁判所とあ
るのを審判所と改めた部分が相当ある
のであります。從來人事訴訟或いは
非訟事件手続法或いはその他の所に
いろいろありました審判事件を、家事審
判法の審判といふことに全部組入れた
わけでありまして、九條に列挙してあ
るのはすべてのものをここに組入れた
次第であります。そういうわけで大体
家庭事件のすべては一應家事審判所に
來て審判或いは調停手続によつて解決
し、若しどうしても調停で解決ができ
ないものに限つて一般の訴訟で行く
といふ建前になつておるわけでありま
す。

次に第二條で、然らば家事審判所と
いふのは一体どういふものであるかと
いいますと、これは一つのやはり裁判
所でありまして、地方裁判所の支部を
設けて、その支部におきましては家庭
に関する事件を取扱う、從來支部とい
うのは管轄区域だけについて設けてお
りましたが、取扱う事件の種類によつ
て、そういう一般の地方裁判所の外
に、特に支部を設けることにいたした
のであります。従いまして簡易裁判所
でもなく、一般の訴訟を行う地方裁判
所でもなく、地方裁判所の一種であり
ますが、そういう家庭事件のみを取扱
う地方裁判所の支部を設けて、これを
家事審判所というふうに呼称いたしま

して、一般の厳めしい感じを與える裁
判所とは響きの上において柔かく感ず
るように、特に裁判所なる名称を避け
まして、實質は地方裁判所の一つの支
部であります。これを名前は家事審
判所と申しまして、又それに勤務する
裁判官はやはり判事でありまして、こ
れを家事審判官といふ呼称をいたしま
して、感じの柔らか味を持たすことに
心掛けた次第であります。

それから第三條は、要するに家事審
判所の仕事は、審判と調停に分れてお
りまして、審判は審判官一人、それか
ら参事官といふ、これは世故人情に通
じた素人を立ち合わせて、その意見を
聞いてこれを行う。尤もこの参事官も
場合によつては立ち合はさないで一人
でもできることが第三條の第三項に規
定しております。まあ大体において
やはり参事官を立ち合わせて、その意
見を聞いて行く。尤もその意見に拘束
を受けることにはないので、どこまでも
審判は家事審判官が行うので、参事官
の意見に束縛を受けるといふふうなこ
とはない。ただ諮問的に意見を聞いて
、常識の発達した参事官の意見を参
考にしながら審判を行うといふのであ
ります。調停は家事審判官と調停委
員、大体二人くらいを以て構成する調
停委員会といふ委員会を調停を行いま
す。尤も家事審判官一人だけで調停を
行うこともできるのであります。が、原
則としてはやはり調停委員会を組織し
て調停を行うといふことになるわけ
であります。

第四條は、除斥、忌避、回避に關す
る民事訴訟法の規定を裁判官並びに参
事官或いは書記に準用しておるのであ
ります。

第四部 司法委員会會議録第二十四号 昭和二十二年九月二十三日 【参議院】

五

第五條は、参員並びに調停委員が調停並びに審判に參與する場合においての旅費、日当、住宿费等に関する規定であります。

六條は手数料に関する規定であります。

この家事審判法は非常に簡單でありまして、全條で二十九條でありますので、いろいろな審判並びに調停に関する手続につきましては、一般的にこの第七條によりまして、性質に反しない限り、非訟事件手続法の規定を準用することにしたし、ただ検事の関與に関する第十五條の規定は準用しないことにいたしましたのであります。

尚その外に、いろいろ審判或いは調停に関する手続の必要な微細な事項につきましては、最高裁判所の定めるルールでその基準を決めることにいたしましたのであります。

これが總論的な事柄でありまして、第二章は、審判に関する事柄であります。而してどういふ種類の家庭事件がいわゆる審判ということになるかと申しますと、大体これは九條に規定をいたしました。甲類と乙類に分けてあります。甲類というのは、調停に適しない事件を主に掲げております。乙類に掲げた事件は、調停に適する事件を掲げているわけでありまして、

而して甲類に掲げるのは、例えば禁治産の宣告とか、禁治産の宣告の取消、これはやはり身分に関する事柄でありますので、これは現在におきましては、人事訴訟手続法によつて訴訟の形によつて判決されるわけでありまして、今度審判手続によりまして禁治産の宣告、取消をやる、或いは又禁治産について処分も同様、又不在者

の財産の管理に関する事柄、これは余り長くない関係になりますと失踪宣告になるのであります。失踪宣告になると、やはり身分上の関係になりますので、財産上の関係ではありませんが、身分上の関係に極めて密接な不可分の関係になりますので、やはりこれも家事審判所の管轄としたわけでありまして、次の第四号もやはり失踪宣告並びにその取消、これはやはり一身の身分に関する事柄でありますから、家事審判所の管轄にいたしましたわけでありまして、それから五号以下は、「親族」「相続」をお読みになつた際に「家事審判所の」云々というように出て参りますので拾上げたわけでありまして、

特別代理人の選任でありますとか、或いは子供が親と氏を異にする場合に、子供が家事審判所の許可を得て親の氏に変更することができ、その許可に関する事柄でありますとか、或いは未成年の者が養子になるのは、家事審判所の許可を必要とした、その許可でありますとか、或いは八百一十一條第三項に規定する離縁に関する許可、それから又子供の懲戒に関する許可、又八百二十六條の利益相反する場合の特別代理人の選任に関する事柄でありますとか、又八百三十三條二項乃至四項の財産管理者の選任に関する事柄でありますとか、又親権或いは管理権の喪失の宣告或いはその取消に関する事柄、或いは又親権、管理権の辞任或いは回復に関する許可、又後見人、保佐人、後見監督人の選任に関する事柄、それから又その辞任に関する許可、可、或いは又後見監督人、後見人、保佐人の解任に関する事柄、臨時保佐人に関する選任、それから後見人が就職

した場合の被後見人の財産調査並にその目録の調製に関する期間の伸長に関する事柄、又禁治産者を精神病院に入院せしめたり自宅に監禁する等についての許可、それから後見人に対する報酬の付與、それから一般的に家事審判所が後見の事務を監督いたしますその監督に関する処分、又後見人等の財産の管理の計算の期間の伸長に関する事柄、遺産の管理に関する処分、相続の承認放棄の期間の伸長に関する事柄、それから相続財産の保存管理に関する事柄、或いは相続の限定承認の申述の受理、それから鑑定人の選任、相続財産の管理人の選任、相続放棄の申述の受理、相続財産の分離に関する処分、相続財産の管理に関する処分、それから相続財産の管理人の選任、その他相続財産の管理に関する処分、遺言確

認、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺言執行者に対する報酬の付與、遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可、遺言の取消、遺言分の放棄についての許可、こういうことは事の性質上和解によつてどうこうするという事柄ではありませぬので、これは甲類といたしまして、これは必ず審判によつてやる。

ところが、乙類に掲げました事柄は、当事者の協議で自由に変更し得る性質のものでありますので、これは調停にも適するが、同時に審判でやるのでもありますが、性質上調停を許す性質の事柄であります。即ち夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分でありまして、或いは夫婦間の財産の管理者の変更及び共有財産の分割に関する処分、婚姻から生ずる費用の分担に関する処分、それから離婚等の場

合における子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、それから離婚の場合における財産分與に関する処分、こういうものは一應協議によつて決めるのであります。協議が調わない場合は家事審判所の審判で決める。併しこれは調停でお互いの協議で財産の分與の金額等を定めることができる性質のものであります。第六がいわゆる祖先の祭祀を継ぐ者に関する指定であります。第七号は親権者の指定又は変更、それから第八は扶養に関する処分、扶養の方儀でありますとか、扶養の順序、扶養義務者の順序等についての処分を家事審判所がいたしますその事柄であります。第九が推定相続人の廃除及びその取消、それから第十が遺産の分割に関する処分、これらの場合にはすべて家事審判所の乙類、いわゆる調停に適する事件として審判手続に管轄されるわけでありまして、

その外にも、他の法律で、特に家事審判所の権限に属させた事項についての審判を行う権限を有する。例えば農業資産の相続の特例に関する法律等におきまして、これは家事審判所の審判に服することになつております。その他或いは戸籍法等に関する事柄で、家事審判所に属せしめておるものがあるわけでありまして、これはまあ、將來又これに属する事件もあるかと考えます。その場合には、その事件はこの乙類に属するものであるか甲類に属するものであるかを必らず明らかにして、その特別法に明白にして置く考えであります。

十條は審判の際における参員の手柄でありまして、参員と申しますのは、大体地方裁判所が前以て候補者を

選んで置きまして、その中から家事審判所が各事件について、一人以上を指定して参員として立ち会ふことにするわけでありまして、而してどういふ人々が候補者として適當であるかというようなことについての資格、員數、その他必要な事項につきましては、最高裁判所が予め決めることになつておるのであります。

次に第十一條は、調停に適する、いわゆる乙類に掲げる事件につきましては、本来はまあ審判をやるのであります。が、その前にいつでも職権で調停に付することができ、いわゆる調停に適する事件でありますので、審判をする前にまず調停を進めることができることとしたのであります。

第十二條はいわゆる参加、これは現在の人事調停法等におきましてもある規定でありまして、審判の結果について、利害關係を有する者を審判手続に参加させることができる。

次に第十三條は、審判はこれを受け、る者に告知することによつてその効力を生ずるのであります。而してその審判に対して不服を言えるかどうかということにつきましては、第十四條に、最高裁判所の定めるところにより即時抗告のみができる。これは一般の非訟事件手続法が第七條でかぶつて参りますので、非訟事件手続法では普通の抗告でありまして、別にいつまでも抗告をしなければならぬという制限はないのであります。併しそれではいつまで経つても確定をいたさないで困るので、二週間の期間の内には抗告ができるという、いわゆる即時抗告のみを認めることができるというようにいたしましたのであります。

ということにいたしましたのであります。

（第四部）

ります。例えば竊出する否認の訴えは一年間に過ぎなければならぬとか、昭和二十二年十月二十一日印刷

やつて見たが、調停が不調になつたから訴えを起すという場合に、もうすで

昭和二十二年十月二

午後三時六分散会
出席者は左の通り。

參議院事務